

カーボン・クレジット取引に関する  
金融インフラのあり方等に係る検討会  
(第5回)

事務局資料

令和7年2月25日

## I. 取組紹介（ICVCM、VCMI、ISDA、ENEOS）

II. これまでの議論の振り返り

III. 国際的な議論の動向

IV. 今後の進め方と取りまとめの方向性（案）

V. ご議論いただきたい事項

# 目次

---

I. 取組紹介（ICVCM、VCMI、ISDA、ENEOS）

II. これまでの議論の振り返り

III. 国際的な議論の動向

IV. 今後の進め方と取りまとめの方向性（案）

V. ご議論いただきたい事項

# 本検討会における議論の経緯

- カーボン・クレジットに係る取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について調査・議論する観点から、金融庁において、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」を開始。

## 検討会の背景・趣旨

- ・ カーボン・クレジットについては、2015年パリ協定の採択以後取引の拡大がみられ、金融機関等においても、金融機関間の取引ネットワークの構築、顧客向けの仲介等の広がりが見られるところである。海外金融当局や投資家においても、民間主導のボランタリークレジットが2030年には世界全体で500億ドルに達するとの予測もある中で、取引の透明性・健全性の観点を含む関心が高まっている。
- ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）は、昨年12月に報告書案「Voluntary Carbon Markets Consultation Report」を公表し、特にボランタリークレジットに係る取引の透明性・健全性の観点から、取引慣行が確立しておらず、取引インフラが併存し、又は新たな技術が適切に利用されないこと等により、市場が分断され、又は同一のクレジットが二重計上される等のリスクを指摘している。
- ・ また、市場慣行についても、取引、仲介、助言等のサービスを同一主体が提供した場合の利益相反等の潜在的に考え得る課題等を指摘し、上記の取引インフラ・慣行等に係る課題と併せて、取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から金融当局の対応検討を提案している。
- ・ 本邦においても、ボランタリークレジット等の取引種別が増加する中で、取引プラットフォーム等の取引インフラや取引の態様に広がりが見られつつあるところであり、昨年10月には、東京証券取引所におけるカーボン・クレジット取引も開始された。こうした動きを踏まえつつ、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から、カーボン・クレジットに係る取引インフラと市場慣行のあり方について実務的・専門的観点から検討し、初期的論点を議論していくことが重要と考えられる。
- ・ こうした観点から、金融庁において「**カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会**」を開始する。

## 開催実績

- ・ 2024年6月10日 第1回（導入、大手金融機関における取組）
- ・ 2024年9月10日 第2回（地域金融機関、テック活用の取組）
- ・ 2024年11月19日 第3回（証券、商社、保険の取組）
- ・ 2025年1月28日 第4回（流通市場の取組）
- ・ 2025年2月25日 第5回（その他）

# 第1回の振り返り（導入、大手金融機関における取組）

## （主な取組）

- 大手金融機関も、様々な形でカーボン・クレジット取引に関与。例えば、取引の仲介、カーボン・クレジット市場におけるマーケットメーカーとしての活動、森林ファンドへの出資、衛星データの活用、海外の取引所や企業への出資・提携等

## （主なご意見）

- カーボン・クレジットはカーボンニュートラルの実現のために中長期的に重要な役割を担う
- 取引を安心して行うためには、質が担保されレピュテーションリスクへの手当がなされていることが重要
- 需要については、関連制度における位置づけが明確化されることが重要
- 供給については、カーボン・クレジットの組成は特に排出事業者から見ると圧倒的に量が足りない一方、組成に相当手間がかかることにも留意
- 売手が金融機関の場合はリスクに係る顧客説明のあり方に留意する例が多いが、売手が金融機関でない場合も存在する中で、現状はこの点についてソフトロー含めて特段のルールが存在しない
- 投資家保護という観点から何らかの指針を設けることも検討すべきではないか
- 関係者のリテラシーの向上も重要
- 技術系・自然系といった種類の違いも踏まえて議論する必要がある
- クレジットの評価機関が果たす役割を踏まえ、ESG評価機関向けの行動規範の活用含め検討すべきではないか
- 将来的には生物多様性クレジット等の他のクレジットの動きも押さえるべきではないか

## （主な取組・意見）

## ■ 顧客企業との対話・需要の観点

- 地域内でクレジットを組成・利用する際に、創出事業者側としては売れ残りリスクが懸念事項。他方、購入者側は、数十年の長期間にわたって森林が適切に管理されるのかといったクレジットの継続性等に関心
- （再エネ系に比して）高価な森林系クレジットは、地域でのストーリー性や関係性が購入の契機となっている例も
- 地域の買手はいわゆる「地産地消」を求める声も多く、地域との繋がりが深い地域金融機関の役割は大きい
- 顧客企業がまずは自らのバリューチェーン内の排出削減に努力し、その上でカーボン・クレジットによるオフセットを検討すべきという優先順位を踏まえて、対話をしていくことが重要

## ■ 顧客保護の観点

- 売手自身も、各クレジットの種類の違い等、クレジットに関する理解を深めることが重要
- 買手のオフセットニーズを超過する過剰な量のクレジットを販売する等、優越的地位の濫用との疑義が生じないよう留意
- J-クレジットとボランタリー・クレジットとで顧客保護の文脈は異なる。特に後者の販売時は、①購入者の理解度（適合性）、②プロジェクトが本当にクレジットを創出しているのか（購入者が被るグリーンウォッシュに係るレピュテーショナルリスク）、③クレジットの質（評価機関等の活用）等の観点が重要

## ■ 取引の普及・拡大の観点

- クレジットの取引種別が多様化していく中で、分かりやすい説明・啓発のあり方を模索していくべきではないか
- ブロックチェーンの活用等、個人が取り組みやすい方法を通じて地域にファイナンスしていくことも有意義ではないか
- クレジット市場がスケールするためには、地域内での地域性の訴求だけでなく、地域外への拡大・横連携も重要
- 短期では啓発目的の商品もあるが、中長期では他の取組とも関連させる等して収益につなげることを企図

### （主な取組・意見）

- **カーボン・クレジット市場の現状の課題とブロックチェーンが提供し得る価値**
  - 市場の断片化と複雑さ：  
⇒ 分散型台帳技術により、簡明かつグローバルな市場で需給調整が可能に
  - 透明性の欠如：  
⇒ 改ざん不可能な公開台帳により、全ての取引と信用の記録が透明化
  - 信頼性と検証の問題：  
⇒ デジタル測定・報告・検証の活用により、炭素削減・隔離等をリアルタイム検証の可能性も。スマートコントラクトによりクレジットの一貫性を担保し二重計上リスクを低減
  - 取引コストの高さ：  
⇒ スマートコントラクトによる取引プロセスの自動化により中間業者の必要性が減少・コストが低減
  - アクセシビリティの低さ：  
⇒ トークン化されたクレジットにより小口取引が可能となり、より幅広い参加者の参入を促進
  - プロジェクト開発者への資金流入の不十分さ：  
⇒ 中間コストの低減により、より多くの資金が直接プロジェクト開発者に流れる仕組みを構築
  
- **その他のブロックチェーン・テック活用の意義**
  - ブロックチェーン技術は、企業間の取引だけでなく、個人の気候変動対策を加速させる可能性も秘めている
  - 実際、地方自治体と連携し、メタバース上でカーボン・クレジット、NFT等を組み合わせる市民参加型の取組も出てきている。これらの取組は、気候変動対策の裾野を広げ、社会全体の環境意識向上に寄与し得る
  - 世界的に多様なボランタリー・クレジットが存在する中で、複数の登録簿をAPI接続することにより、情報の統一化・クレジットの透明性向上を図るといった可能性が国際的にも模索されている

## （主なご発言）

- マーケットにおける仲介者としての取組の紹介（大和証券）
  - 欧州排出権取引市場（EU-ETS）においては金融機関による取引参入・先物取引が活発であり、流動性向上やリスクヘッジへのニーズに応えている
  - 取引市場の活性化は、仲介者のビジネスに寄与するだけでなく、炭素価格の明確化といった意義も存在
  - 制度的動向は価格への影響が大きく、金融機関としては最重要項目としてウォッチしている
  
- 買主側による事前購入コミットメント事例の紹介（三菱商事）
  - 2050年ネットゼロを前提としても残余排出が存在することや、信頼性の議論の高まりも踏まえ、特に技術由来の除去系クレジットが注目されているが、現状は高価
  - 複数のバイヤーがこれらのクレジットの購入を事前にコミットすることでプロジェクトの経済性・予測可能性を高め組成を促す取組も国内外で見られつつある
  
- 保険会社としての取組の紹介（東京海上日動火災保険）
  - カーボン・クレジットの購入企業向けにクレジットに係るグリーンウォッシュ批判への対応費用等を補償する保険商品等を開発している例がみられる
  - その他のリスクとして、購入後の価値毀損リスク、政治・規制変更リスク、前払い後に納品がされないリスク、創出者側の信用リスク、クレジットの価格変動リスクが想定され、保険への潜在的ニーズが存在
  - クレジット取引・引受件数の拡大や、自然・技術等のクレジットの種類に応じたリスクの特定等を通じて、より大数の法則が妥当する形での保険組成につながっていくのではないかと
  - 再保険市場や引受実績は欧州が先行している



## （主なご発言）

## ■ 顧客・投資家への説明のあり方について

- 保険会社・評価会社の取組は注目に値する一方で、市場が黎明期である中でこれに100%依拠するのではなく、利用者が購入するクレジットの内容をよく理解しておくこと、そのためにも、商品・サービス提供者が利用者が理解・納得できるような説明をしていく必要がある
- 投資家・顧客保護の観点からは、政府が検討している排出量取引制度（GX-ETS）以外の取引についても、法的な整理、グッドプラクティスの積極的な提供、一定程度のモニタリング、売買・使用に対するガイドラインやルールの検討等も必要ではないか
- 売手が組成プロジェクトに出資している場合等、買手との情報の非対称性が大きくなる場合も想定し得る
- 世界的な取引慣行も視野に入れつつ、少なくとも他の金融商品で求められているような説明責任を求めることは重要かつ迅速に対応すべきではないか
- 現状では一定規模の企業が取引主体のBtoB取引中心であることからすれば、厳格な法規制よりも指針等のソフトローを通じて適切な説明を促すことが馴染むのではないか

## ■ その他

- 標準化は市場を拡大させグリーンウォッシュ懸念を緩和する上でも有益であり、マーケット全体のデータ蓄積にも資する。日本でもクレジットの個別性を追求するよりも国際的なベストプラクティスをしっかり利用していくことが重要ではないか
- 今後の市場の拡大により関連リスクの特定も進むと思われ、これに伴い保険商品が多様なリスクを吸収できるよう設計されると、市場の安定性に寄与していくのではないか
- 非金融の業者も参入している中で、KYCの在り方等も検討に値するのではないか
- 森林等で一物多価がみられる中で、価格の透明性・一義性との関係を整理してもよいのではないか
- カーボン・クレジットを取り巻く商品・サービスの全体像について定量的・定性的に把握すべき
- 認証・保証についてはテックの活用等を通じて過度な実務的負担が企業に生じないよう留意すべき

## 第4回の振り返り（流通市場の取組）

### （主なご発言）

#### ■ 実務の高度化・市場の健全性に関する事項

- 市場運営者による情報公開（取扱商品、取引量、取引価格、参加資格、決済含む取引方法等）は非常に重要。特に多様なクレジットを取り扱う場合は重要度が高い
- 決済については、市場運営者が売買の間に入りエスクローとして機能。信託による倒産隔離を検討している例も
- 投資家保護の観点からどのような説明が適切かについて指針が必要ではないか。販売する者の業態（金融機関か否か）によって説明の程度が異なることのないようにすべきではないか
- 市場運営者が他の事業を行っている場合には利益相反がないかといった観点も重要
- レポーティング義務は、黎明期では市場運営者を主とし、取引規模が拡大してから市場参加者にも拡大すべき
- 上記の点を含め、まずはこの種の市場における論点を整理し認識を共有することが必要ではないか

#### ■ 取引活性化に関する事項

- 安心して売買ができる環境・インテグリティを確保することが一丁目一番地である
- マーケットメーカーをしっかりと機能させることが重要
- 発行量・流通量を増やしていくべき。発行量を増やすためには、発行手続の効率化や登録・発行までの期間短縮等、創出側及び審査側双方のプロセスの効率化、デジタル化を行い、負担軽減をすることも重要
- 決済を効率化・自動化するためにも、認証機関・登録簿等においてAPI公開やシステム連携を進めるべき
- 取引の標準化・簡素化を進めることは参加者拡大に資する
- Jクレジットについては、今後供給が不足する可能性も。それ以外のボランタリー・クレジットの利用可能性をいつどのように示していくか
- 需要側の目線・意図をよく把握することが、流通市場がどうあるべきなのかという議論を深めるうえでは重要

# 目次

---

- I. 取組紹介（ICVCM、VCMI、ISDA、ENEOS）
- II. これまでの議論の振り返り
- III. 国際的な議論の動向
- IV. 今後の進め方と取りまとめの方向性（案）
- V. ご議論いただきたい事項

- **証券監督者国際機構（IOSCO）**は、市中協議を経て、24年11月14日に最終報告書「**Voluntary Carbon Markets Final Report**」を公表。特にボランタリー・クレジットに係る取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から、**21の論点**についての**グッドプラクティス**を提案（23年12月公表の報告書案と基本的に同様）

## I. Regulatory Frameworks（規制のフレームワーク）

1. Regulatory treatment  
（規制上の位置づけ）
2. Regulatory approach and scope  
（適切な規制・監督の在り方）
3. Domestic and international consistency and cooperation  
（国内外の整合性を考慮すること）
4. Participants' skill and competence  
（マネジメント層等の能力開発）

## II. Primary Market Issuance（発行市場）

5. Standardization  
（カーボン・クレジットの要素の標準化、検証方法論の強化等）
6. Transparency  
（カーボン・クレジットの組成・検証方法等の組成に係る透明性の強化）
7. Disclosure  
（包括的で、正確・理解可能なリスク等の開示の促進）
8. Soundness and accuracy of registries  
（信頼出来る情報源として、登録簿の記載が正確・適切であること等）
9. Due diligence  
（マネーロンダリングを防ぐための十分な顧客管理手続きなど）

## IV. Use and Disclosure of Use of Carbon Credits （使用と開示）

21. Disclosure of Carbon Credits Use  
（排出目標達成目的での使用についての開示）

## III. Secondary Market Trading（流通市場）

10. Access to VCMs  
（セカンダリー市場への開かれた公正なアクセス）
11. Integrity of trading  
（市場参加者に高いインテグリティと公平性を確保すること）
12. Public reports  
（取引所や登録簿等が取引データを広く公開すること）
13. Pre-and post-trade disclosure  
（伝統的な金融市場と同等又は実質的に同等な開示）
14. Derivatives standards  
（デリバティブ契約の十分な内容確保）
15. Governance framework  
（市場関係者における十分なガバナンス）
16. Risk management  
（仲介者、市場運営主体等によるリスク管理）
17. Conflicts of interest rules  
（発行、検証、移転等の各局面における利益相反防止措置）
18. Enforcement actions  
（虚偽・濫用的取引がある場合のエンフォースメントの在り方）
19. Market surveillance and monitoring of trading  
（虚偽・濫用的取引等がないかについてのモニタリング）
20. Trading venue resources  
（取引所等が虚偽取引等を特定・調査するためのリソース）

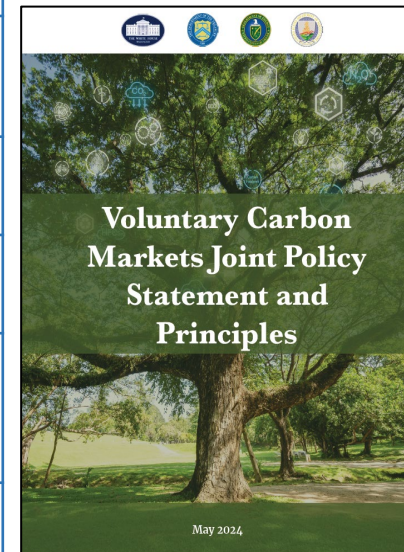
- **24年5月、米国ホワイトハウス等は、「Principles for Responsible Participation in Voluntary Carbon Markets」を公表。** ボランタリークレジットは今後拡大の可能性はあるが、その潜在力を十分に発揮するためには、**クレジットの提供、市場機能の改善、公正・公平な取扱い等を確保し、市場の信頼感を醸成していく必要がある**としている

✓ Voluntary Carbon Markets Joint Policy Statement (抄) ※上記Principlesと併せて公表

*“While VCMs remain relatively small today, they have the potential to grow in the coming years and channel a significant amount of private capital to support the energy transition and combat climate change, with the right incentives and guardrails in place. At the same time, we believe fully achieving the potential of these markets requires further action to address challenges that have emerged, promote robust standards for carbon credit (“credit”) supply and demand, improve market functioning, ensure fair and equitable treatment of all participants, and instill needed market confidence”*

## Principles for Responsible Participation in Voluntary Carbon Markets

1. Carbon credits and the activities that generate them should meet credible atmospheric integrity standards and represent real decarbonization.  
(カーボン・クレジット等が気候等に関する信頼性のある基準を充たし、実際の脱炭素を示すこと)
2. Credit-generating activities should avoid environmental and social harm and should, where applicable, support co-benefits and transparent and inclusive benefits-sharing.  
(クレジット組成につながる活動は、環境・社会的な悪影響を避け、必要に応じ、包摂的な利益分配等を支援すること)
3. Corporate buyers that use credits (“credit users”) should prioritize measurable emissions reductions within their own value chains.  
(クレジットを購入する企業が自身のバリューチェーン内での排出削減を優先すること)
4. Credit users should publicly disclose the nature of purchased and retired credits.  
(クレジット使用者が購入したクレジット等の性質を開示すること)
5. Public claims by credit users should accurately reflect the climate impact of retired credits and should only rely on credits that meet high integrity standards.  
(クレジット使用者による一般的な開示は利用したクレジットによる気候へのインパクトを正確に反映したものであることなど)
6. Market participants should contribute to efforts that improve market integrity.  
(市場参加者は市場の健全性を向上するよう努力すること)
7. Policymakers and market participants should facilitate efficient market participation and seek to lower transaction costs.  
(政策立案者及び市場参加者が効率的な市場参加を促進し、取引費用の低減を追求すること)



# 英Principles for Voluntary Carbon and Nature Market Integrity

- **24年11月、英国政府**は、「**Principles for Voluntary Carbon and Nature Market Integrity**」を公表。**カーボンやその他の環境価値に係るボランタリークレジット**の質・健全性や環境効果に係る主張についての懸念に対応するためのものであり、英国政府が考える高い健全性を有するクレジットとその責任ある適切な利用方法について記載した政策文書となっている。
- 2025年の早い段階で、英国政府は、これらの原則の実施についてコンサルテーションを行い、ガイダンスやスタンダード及び規制監督を通して、当該原則がどのように適用され得るかについて意見を求める予定としている。

## Principles for Voluntary Carbon and Nature Market Integrity

1. Use credits in addition to ambitious actions within value chains (バリューチェーン内での野心的な行動に加える形で、クレジットを利用する)  
⇒ クレジットは、国内およびグローバルな気候・環境目標への科学的な道筋と整合させ、バリューチェーン内での野心的な行動に加えたうえで使用されるべきである。(※バリューチェーン内およびサプライチェーンパートナーのGHG排出や自然へのインパクトを最小化したうえで、クレジットを使用すべきである。)
2. Use high integrity credits (高い健全性クレジットを使用する)  
⇒ 供給者は、環境便益の提供を保証する、高い健全性クライテリア (high integrity criteria) を、そのクレジットが満たすことを確保すべきである。
3. Measure and disclose the planned use of credits as part of sustainability reporting (サステナビリティ報告の一環として、クレジットの使用予定を測定し、開示する)  
⇒ クレジットの使用予定に関する情報 (例えば温室効果ガス排出量目標の達成のためのオフセットを目的としたもの) は、財務的に重要である場合には、企業のサステナビリティ報告の一部として開示されるべきである。
4. Plan ahead (計画を立てる)  
⇒ 組織が移行計画の開示を行う場合、ベストプラクティスのガイダンスを使用することが奨励される。(※クレジット使用者は、長期および中間目標ならびにそれらを達成するための戦略を設定し、開示すべきである。)
5. Make accurate green claims using appropriate terminology (適切な用語を使用して、正確なグリーンの主張を行う)  
⇒ クレジットの使用を伴う主張は、これらの原則との整合性に加えて、適切かつ正確な用語を使用することを含め、組織または製品による環境へのインパクトを正確に伝えるべきである。
6. Co-operate with others to support the growth of high integrity markets (他者と協力して、健全性の高い市場の成長を支援する)  
⇒ クレジットの買手は、標準化、広範な情報共有、公平なマーケットアクセス、取引コストの削減、透明性・相互運用性を支援するために、クレジット市場の他の関係者と協力すべきである。(※クレジットの買手は、市場がその潜在能力をより発揮できるよう生まれたイニシアティブの取組に貢献や支援をすることにより、健全性の高い市場の成長を支援する一助となるべきである。)



UK Government Principles for  
Voluntary Carbon and Nature  
Market Integrity

# 目次

---

- I. 取組紹介（ICVCM、VCMI、ISDA、ENEOS）
- II. これまでの議論の振り返り
- III. 国際的な議論の動向
- IV. 今後の進め方と取りまとめの方向性（案）
- V. ご議論いただきたい事項

## 今後の進め方（案）

- これまでの議論で投資家保護の観点から様々な論点が指摘されたことや、IOSCO、米国及び英国においてカーボン・クレジット取引の透明性・健全性向上に係るハイレベルな提言・原則が示されている例も踏まえ、我が国におけるハイレベルな原則の策定に繋げることを見据えつつ、投資家保護を促進する上での重要な論点を整理する形で取りまとめることとしてはどうか。

### 取りまとめに際しての考慮事項

- **本検討会の目的**：「カーボン・クレジット取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から、カーボン・クレジットに係る取引インフラと市場慣行のあり方について実務的・専門的観点から検討し、初期的論点を議論していくこと」とされている。
- **国際的な議論状況**：IOSCO報告書が、カーボン・クレジット市場についても（他の金融市場同様に）取引の透明性・健全性（Financial Integrity）が重要であるとして、21のグッドプラクティスを提示。米国及び英国もIntegrityの観点からハイレベルな原則を提示している。
- **検討会でのこれまでの議論**：クレジットの種類多様さ・複雑さを踏まえて販売時に適切な説明を励行する必要性、クレジットの量と品質の確保、評価機関の信頼性の確保、取引の標準化の必要性、国際的な議論との平仄に配慮する必要性等につき指摘があった。
- **現時点で提示し得る内容**：カーボン・クレジット市場が黎明期であり、今後も市場参加者の拡大・多様化が続く可能性が考えられること等を踏まえると、現段階では、厳格な取引規制の導入や詳細な行動規範の策定に係る方向性を強く打ち出すことは時期尚早との見方もある。

### 今後のスケジュール（案）

2025年4月：「報告書」素案

5～6月：「報告書」取りまとめ



# 取りまとめの方向性（案）

- **カーボン・クレジット**は、脱炭素の取組にインセンティブ付けをする等、2050年**カーボンニュートラル実現において重要な役割を担う**ことが期待されており、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働を契機として、より一層の**取引の拡大・多様化**が見込まれる。こうした状況の下、他の金融資産同様、**カーボン・クレジット取引の健全な発展のためには、その透明性・健全性（Financial Integrity）の向上による投資家保護の確保**が重要。
- 上記観点から、本検討会で把握された足許のカーボン・クレジットの取引実態・取引インフラ等を踏まえ、**取引の透明性・健全性の向上において重要と考えられる論点を整理**するもの。

## I. 足許の取引に係るストックテイクの成果

大手金融機関、地域金融機関、仲介業者、テック系企業、取引所・マーケットプレイス、海外の投資家・評価機関等の実態・事例

## II. 論点整理の骨子（案）

### 1. 取引の透明性・健全性を確保する上での基本的事項

- ✓ 適切な情報開示、利益相反の防止、優越的地位の濫用防止
- ✓ 取引参加者の知識・経験等の適格性
- ✓ 円滑かつ健全な市場形成に向けた実務の創意工夫・関係者間の連携

### 2. 取引仲介者・クレジット売主に関する事項

- ✓ 顧客属性等に応じた適切な商品説明・販売
- ✓ 顧客本位の業務運営の確保
- ✓ 取引仲介者におけるリスク管理

### 3. 取引所・取引インフラに関する事項

- ✓ 登録簿の正確性の確保、公正な市場アクセス・取引の確保
- ✓ 取引所・決済インフラのリスク管理
- ✓ 取引の標準化（データ、契約書、商品設計等）
- ✓ デリバティブ取引の導入を見据えた留意事項
- ✓ クレジット評価機関の透明性・公平性

### 4. クレジット買主に関する事項

- ✓ クレジット評価や保険サービスの活用のあり方
- ✓ カーボンオフセットに係る開示のあり方（クレジットの性質等）

# 目次

---

- I. 取組紹介 (ICVCM、VCMI、ISDA、ENEOS)
- II. これまでの議論の振り返り
- III. 国際的な議論の動向
- IV. 今後の進め方と取りまとめの方向性 (案)
- V. ご議論いただきたい事項

## ご議論いただきたい事項

- 本日取組の紹介があったICVCM、VCMi、ISDAを含む国際的なイニシアティブにおいて、利用者による情報開示、クレジットの信頼性、デリバティブ取引といった様々な側面で標準化に向けた取組が行われているところであるが、我が国での取引実務に対してどのような示唆があると考えられるか。
- カーボン・クレジット取引・市場の需給や取引のあり方について、売手・買手の視点から見て重要な点として、どのようなものが考えられるか。また、買手・利用者による情報開示のあり方についても、様々な議論・取組が見られるところであるが、特に重要な留意事項としてどのような点があるか。
- これまでの議論で投資家保護の観点から様々な論点が指摘されたことや、IOSCO、米国及び英国においてカーボン・クレジット取引の透明性・健全性向上に係るハイレベルな提言・原則が示されている例も踏まえ、我が国におけるハイレベルな原則の策定に繋げることを見据えつつ、投資家保護を促進する上での重要な論点を整理する形で取りまとめることが考えられる。こうした観点から、今回事務局から提示した「今後の進め方（案）」及び「取りまとめの方向性（案）」について、（特に、考え方の整理や内容構成等の面で）どのように考えるか。